

相続税（国税）

（平成27年1月1日以後に相続や遺贈により取得する財産に係る相続税）

相続や遺贈によって取得した財産及び相続時精算課税の適用を受ける財産の額の合計額が基礎控除額を超える場合に課税される税金です。

■課税される遺産総額の計算

$$\begin{array}{c}
 \boxed{\text{遺産総額}} + \boxed{\text{相続時精算課税適用財産の価額}} - \underbrace{\left[\boxed{\text{非課税財産の価額}} + \boxed{\text{債務・葬式費用の金額}} \right]}_{\text{基礎控除額}} + \boxed{\text{相続開始前3年以内の贈与財産価額}} = \boxed{\text{課税価格の合計額}} \\
 \\
 \boxed{\text{課税価格の合計額}} - \left[3,000\text{万円} + \left(600\text{万円} \times \boxed{\text{法定相続人の数}} \right) \right] = \boxed{\text{課税される遺産総額}}
 \end{array}$$

1. 課税価格の合計額

(1) 遺産総額

遺産総額とは①相続や遺贈により取得した財産、②相続や遺贈により取得したものと同みなされる財産の合計額を、全ての相続人について合計したものをいい、「財産」とは金銭に見積もることができる経済的価値のある全てのものをいいます。

① 相続や遺贈により取得した財産

被相続人（亡くなった人）が相続開始の時に所有していたもので、具体的には次のようなものです。

- a 土地、建物、借地権、有価証券、預貯金、現金、貴金属、書画、骨とう、立木など
- b 営業権、特許権、信託の受益権、電話加入権など
- c 貸付金債権、受取手形など

（注）質権、抵当権などの従たる権利は含まれません。

② 相続や遺贈により取得したものと同みなされる財産

本来の相続や遺贈によって取得した財産ではないが、実質的にこれと同じ経済的利益があるものについては、相続や遺贈によって取得したものと同みなされ、相続税の課税財産になります。（**みなし相続財産**）

具体的には次のようなものです。

- a 生命保険金、損害保険金など
- b 退職手当金、功労金、その他これに準ずる給与

- c 生命保険契約に関する権利
- d 定期金、保証期間付定期金、契約に基づかない定期金に関する権利
- e 農地等の生前一括贈与を受けた場合の贈与税の納税猶予（納期限の延長）の特例の適用を受けていた農地等

(2) 相続時精算課税適用財産の価額

贈与者が亡くなった時の相続税の計算上、相続財産の価額に相続時精算課税制度を適用した贈与財産の価額を加算します。

(3) 非課税財産

課税対象から除かれる非課税財産には次のようなものがあります。

- ① 墓所、霊廟、仏壇、祭具など
- ② 宗教、慈善、学術その他公益を目的とする事業を行う者が、相続や遺贈によりもらった財産で、その公益を目的とする事業の用に供することが確実なもの
- ③ 地方公共団体が条例の規定により実施する特定の心身障害者の共済制度に基づいて支給される給付金を受ける権利
- ④ 相続人の取得した生命保険金又は損害保険金の合計額のうち、相続人 1 人当たり500万円までの金額（原則）
- ⑤ 相続人の取得した退職手当金等の合計額のうち、相続人 1 人当たり500万円までの金額（原則）
- ⑥ 相続税の申告期限までに国などに寄付した相続財産

(4) 債務・葬式費用の金額

① 控除できる葬式費用

被相続人に係る葬式費用のうち、相続人が負担した費用で、具体的には、寺社、葬儀社、火葬場などへの支払い又は通夜に要した費用などをいいます。

なお、香典返しや法要、墓碑（地）の購入費などの費用は含まれません。

② 控除できる債務

被相続人の債務で相続人が承継したものであり、相続開始の際に現実に存在するものをいいます。この債務には一般債務のほか公租公課（税金のほか公共団体が強制的に徴収するものをいい、被相続人の納めるべきもので、納税義務が生じているものであれば、納期前のものも含まれます。）も含まれます。

(5) 相続開始前 3 年以内の贈与財産価額

相続開始前 3 年以内に被相続人から贈与を受けた財産がある場合は、その贈与財産を加算したものが相続税の課税財産とみなされます。

2. 財産の価額

相続税や贈与税における相続、遺贈又は贈与によって取得した財産の価額は原則として取得時の時価によることとされていますが、その具体的な評価については、国税庁で定めた「財産評価基本通達」により、財産の種類ごとに評価方法が定められています。なお、不動産関係の評価の概略は次のとおりです。

(1) 土地の評価方法

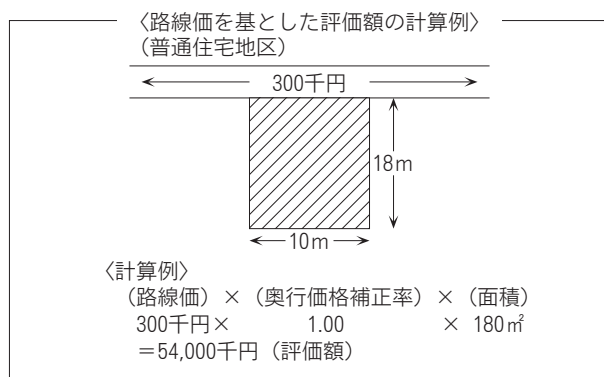
土地は、原則として宅地、田、畑、山林などの地目ごとに評価します。

土地の評価方法には、路線価方式と倍率方式があります。

イ 路線価方式

路線価方式は、道路ごとに1平方メートル当たりの路線価が千円単位で定められており、それに土地の面積を掛けると評価額を出すことができます。

この場合、土地の位置や形状などに応じて評価額を調整することになっています。



ロ 倍率方式

倍率方式は、各市町村などが定めている固定資産税の評価額に、一定の倍率を掛けて評価額を出す方法です。

路線価及び倍率は、地価の動向に基づき各国税局で毎年見直しをして、路線価図及び評価倍率表により公開されています。

路線価図及び評価倍率表は、全国の国税局・税務署でパソコンにより閲覧できます。

また、国税庁ホームページ [www.nta.go.jp] でも閲覧可能です。

(2) 家屋の評価方法

家屋は倍率方式を採っており、その倍率は1.0倍です。したがって、その

評価額は固定資産税評価額と同じです。

(3) その他

イ 賃貸されている土地や家屋については、権利関係に応じて評価額が調整されることになっています。

ロ 負担付贈与等により取得した土地や家屋等について贈与税を計算するときは、通常取引価額によって評価します。なお、この場合、土地や家屋等を譲渡した人は譲渡所得の対象となります。

(4) 小規模宅地等についての特例

被相続人又は被相続人と生計を一にしていた親族が、事業の用又は居住の用に供していた宅地等を相続又は遺贈により取得したときは、その宅地等のうち一定面積（詳しくは、税務署（59ページ）へお問い合わせください。）は、課税価格の合計額の計算上、次に掲げる区分に応じた額が軽減されます。なお、この軽減を受けるには、その旨の申告が必要です。

区 分			限 度 面 積	乗 じ る 割 合
被相続人等の事業の用に供されていた宅地等	①	特定事業用宅地等に該当する宅地等	400㎡	20%
	②	特定同族会社事業用宅地等に該当	400㎡	20%
	③	貸付事業用宅地等に該当する宅地等	200㎡	50%
被相続人等の居住の用に供されていた宅地等	④	特定居住用宅地等に該当する宅地等	330㎡	20%

3. 基礎控除額

3,000万円に法定相続人1人当たり600万円を加えた額が基礎控除額となります。

$$3,000\text{万円} + (600\text{万円} \times \text{法定相続人の数})$$

法定相続人とは民法に定められた相続人のことをいい、相続の放棄をした人があっても法定相続人の数に含まれます。

なお、被相続人に養子がある場合には、上記の法定相続人の数に含める養子の数については、次の区分に応じて、それぞれに掲げる人数までとなります。

- a 被相続人に実子がある場合 1人
- b 被相続人に実子がない場合 2人

■相続税の総額の計算方法

最初に、課税される遺産総額を法定相続分に応じて相続したものと仮定（この場合も基礎控除額の場合と同様、養子の数の制限があります。）し、各相続人ごとの相続額を計算します。そして、その各人ごとの相続額に税率を掛けて各人の税額を計算し、その税額を合計した金額が相続税の総額となります。

$$\left[\begin{array}{|c|} \hline \text{課税される遺産総額} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{法定相続分} \\ \hline \end{array} \right] \times \begin{array}{|c|} \hline \text{速算表の税率} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{速算表の控除額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{各法定相続人の算出税額} \\ \hline \end{array}$$

$$\text{各法定相続人の算出税額の合計額} = \text{相続税の総額}$$

1. 法定相続分

民法で定められている次の割合をいいます。

相続人	法定相続分
配偶者と子の場合	配偶者 1/2
	子 1/2
配偶者と直系尊属（父母、祖父母等）の場合	配偶者 2/3
	直系尊属 1/3
配偶者と兄弟姉妹の場合	配偶者 3/4
	兄弟姉妹 1/4

2. 税率（速算表）

法定相続分に 応ずる取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	0万円
3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
2億円以下	40%	1,700万円
3億円以下	45%	2,700万円
6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

■各相続人の納付税額の計算方法

相続税の総額を、各相続人が実際に相続した財産の価額の割合によってあな分した額が各相続人の負担する相続税額になります。

この各相続人の負担する相続税額に、次のような税額の加算や各種の税額控除を行って、各相続人の納付税額を算出します。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{相続税の総額} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{実際の} \\ \text{相続割合} \left(\frac{\text{各相続人の課税価格}}{\text{課税価格の合計額}} \right) \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{各相続人の負担} \\ \text{する相続税額} \\ \hline \end{array}$$

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{各相続人の負担} \\ \text{する相続税額} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{税額の2割} \\ \text{加算額※} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{各種税額} \\ \text{控除額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{各相続人の} \\ \text{納付税額} \\ \hline \end{array}$$

※税額の2割加算が必要な場合については、15ページの1の(1)をご覧ください。

1. 主な税額控除等

(1) 税額の2割加算

相続や遺贈により財産を取得した人が被相続人の配偶者、親、子以外の場合には、その人の相続税額が2割加算されます。

なお、子供が被相続人より先に死亡しているときは孫（その子供の子）について加算の必要はありませんが、子供が被相続人より先に死亡していない場合で被相続人の養子である孫については加算する必要があります。

(2) 贈与税額控除

① 暦年課税（従来の課税方法）の場合

$$\boxed{\text{申告した贈与税額}} \times \frac{\boxed{\text{相続税の課税価格に加算した贈与財産価額}}}{\boxed{\text{申告した贈与財産価額の総額}}} \text{を控除}$$

② 相続時精算課税制度を選択した場合

相続時精算課税制度に係る贈与税額を控除します。その際、控除しきれない贈与税相当額については還付を受けることができます。

(3) 配偶者の税額軽減

$$\boxed{\text{相続税の総額}} \times \frac{\boxed{\begin{array}{l} \text{①、②のいずれか少ない金額} \\ \text{① 1億6,000万円又は「課税価格の合計額のうち配偶者の} \\ \text{法定相続分相当額」のいずれか多い金額} \\ \text{② 配偶者の課税価格} \end{array}}}{\boxed{\text{課税価格の合計額}}} \text{を控除}$$

この軽減を受けるには、申告期限までに遺産分割が行われ、かつ、軽減を受ける旨の申告があることが必要です。（例外もあります。）

(4) 未成年者控除

$$\boxed{10\text{万円}} \times \boxed{20\text{歳} - \text{相続開始時の年齢}} \text{を控除}$$

(5) 障害者控除

$$\boxed{\begin{array}{l} 10\text{万円} \\ \text{(特別障がい者は20万円)} \end{array}} \times \boxed{85\text{歳} - \text{相続開始時の年齢}} \text{を控除}$$

(6) その他の控除

10年間のうち2度以上同じ財産について相続があった場合に適用される相次相続控除や、外国にある財産を相続して外国で日本の相続税に当たる税金がかかった場合に適用される外国税額控除があります。

〔相続税の計算例〕（平成27年1月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税の場合）

1億円の相続財産を妻と22歳と18歳の子が相続し、そのうち夫の債務である住宅ローンが600万円、葬式費用が200万円であった場合（相続は法定相続分で実際に相続が行われたとします。）の計算方法。

法定相続分	妻1/2 子1/4（1人につき）
課税価格の合計額	10,000万円－600万円－200万円＝9,200万円
課税される遺産額	9,200万円－（3,000万円＋600万円×3）＝4,400万円
各法定相続人の法定相続額	妻4,400万円×1/2＝2,200万円 子4,400万円×1/4＝1,100万円（1人につき）
各法定相続人の算出税額	妻2,200万円×15%－50万円＝280万円 子1,100万円×15%－50万円＝115万円（1人につき）
相続税の総額	280万円＋115万円×2＝510万円
各相続人の負担する相続税額	妻510万円×1/2＝255万円 子510万円×1/4＝127.5万円（1人につき）
各相続人の納付税額	妻255万円－255万円＝0 ※妻の税額軽減額 ④ 1億6,000万円と課税価格の合計額（9,200万円）の妻の法定相続分のうち多い金額は1億6,000万円 ⑤妻の課税価格は4,600万円 ④、⑤のうち少ない金額は⑤の4,600万円 $510万円 \times \frac{4,600万円}{9,200万円} = 255万円$ 子（22歳）は税額控除がないので127.5万円 子（18歳）は127.5万円－20万円＝107.5万円 ※未成年者控除 10万円×（20歳－18歳）＝20万円

■申告と納税

相続や遺贈によって財産を取得した方で、相続税の申告書を提出しなければならない場合は、相続の開始があったことを知った日（通常の場合、被相続人が死亡した日）の翌日から10か月以内に、被相続人の住所地の所轄税務署に申告し納税することになっています。